

## 第 501 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 7 日（火曜日）午後 3 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1  
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 A
- 3 出席者
- |         |   |   |
|---------|---|---|
| 公益代表委員  | 岡 山 一 郎<br>片 山 裕 之<br>西 田 和 弘<br>益 田 佐和子<br>横 山 純 子 |   |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈<br>小 橋 政 次<br>西 崎 知 佳<br>野 瀬 仁 志            |   |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之<br>鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>西 谷 治 朗<br>槇 野 博 通   |   |
| 事務局     | 岡山労働局長<br>労働基準部長<br>賃 金 室 長<br>賃 金 係 長<br>監 察 監 督 官 | 成 毛 節<br>子 安 成 人<br>浮 森 香 葉<br>遠 藤 英 文<br>諏 訪 雅 浩 |

## 4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 501 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

定足数について確認と報告を申し上げます。本日は労側代表の内藤委員が御欠席ですが、公益 5 名、労側 4 名、使側 5 名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数、委員の 3 分の 2 以上又は公労使各 3 分の 1 以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして御説明申し上げます。

- (1) 令和 5 年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認について
- (2) 令和 4 年度最低賃金の周知広報活動等について
- (3) 企業視察の実施方針について
- (4) 令和 4 年度特定最低賃金審議について
- (5) その他

でございます。

本日は御審議いただく前に、局長の成毛より御挨拶を申し上げます。

成毛局長

皆さん、こんにちは。

年度末のお忙しいところ、岡山地方最低賃金審議会に御出席いただきましたこと、また、働き方改革など労働施策への御理解、御協力につきまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、マスクミ等で御承知のとおり、出生数が 80 万人を割ったということで、将来労働力が確実に減ることへの対応が国会等でも問われているところでございます。

岡山県内の有効求人倍率でございますが、1 月が 1.58 倍ということで、全国の 1.35 倍を上回って、引き続き高い状況が続いています。一方、そのような中で、全国、県内ともにコストプッシュ型の物価上昇が続き、賃上げが追いついていないこと、また、技能実習生暴行事件で岡山の建設業が選ばれない状況となっております。安心して働くことができ、魅力ある、選ばれる職場づくりが今後も欠かせません。

このような状況を踏まえまして、令和 4 年 10 月 28 日に閣議決定されました。政府の「物価高克服・経済再生実現の総合経済対策」、これを踏まえて、厚生労働省が発表いたしました『賃上げ・人材活性化・労働市場強化』雇用・労働総合政策パッケ

ージ」というものが2月8日に出されまして、これに基づきまして、労働基準監督署の監督指導などで、価格転嫁と賃金引上げを働きかける文書の配付、県内の同業種・同職種の賃金水準や企業の取組事例の情報提供、さらに、同一労働同一賃金の周知と事実確認を12月から先行して行っております。あわせて、これらについての助成金等の支援策につきましても、これから関係団体に要請をかけて、できるだけ賃上げしやすいような環境整備に努めてまいりたいと思います。

以上、申し上げました賃金引上げ支援と人材活性化・労働市場強化も含めて、岡山労働局全体で一体的、総合的に取り組んでまいりたいと思っております。

本日は、来年度の審議運営に向けた議題などが予定されています。忌たんのない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

遠藤係長

それでは、会長よろしく申し上げます。

西田会長

年度末のお忙しい中ありがとうございます。

早速でございますが議事に入ります。

付議事項「(1) 令和5年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認」について、事務局より説明してください。

浮森室長

令和5年度の特定最低賃金改正の申出の意向確認について説明させていただきます。特定最低賃金の改正につきましては、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、「局長は、申出があった場合に最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。」とされております。

今回、特定最低賃金の改正申出に関する意向表明があったものについて、資料No.1として一覧表にしています。それに基づいて御説明いたします。

この意向表明の申出は、現在適用されている7業種全てから2月13日に行われております。順番に申し上げます。

まず、岡山県耐火物製造業最低賃金については、岡山県耐火物製造業最低賃金連絡会が公正競争ケースとして意向表明を行っております。

次に、岡山県鉄鋼業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、これは労働協約ケースです。

3番目、略称で申し上げますが、一般機械器具製造業最低賃金につきましては、岡山県一般機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、これは公正競争ケースとなっております。

4番目、同じく略称となりますが、岡山県電気機械器具製造業最低賃金について、岡山県電気機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、同じく公正競争ケースです。

5番目、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金については、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金連絡会が意向表明を行っており、こちらも公正競争ケースです。

6番目、岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、こちらは労働協約ケースです。

最後に、岡山県各種商品小売業最低賃金については、U Aゼンセン岡山県支部が意向表明を行っており、こちらは公正競争ケースです。

改正の申出書につきましては、昨年と同様に本年の6月末日を申出期限とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

西田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(特になし)

西田会長

それでは、次に、議題「(2) 令和4年度最低賃金の周知広報活動」について、事務局から説明してください。

遠藤係長

それでは、審議会資料のNo.3「令和4年度最低賃金の周知広報活動について」私から説明させていただきます。

令和4年度最低賃金周知広報活動について、本年2月末現在の状況をまとめ、資料No.3を作成しています。

昨年の秋以降、地域別最低賃金、特定最低賃金の引上げについて、ポスター、リーフレット、パンフレットを作成するとともに、新聞、テレビ放送、県内の地方公共団体や、商工会、商工会議所の皆様の御協力を得まして、できる限り実施した概要を主な実施事項として記載しております。

昨年度との主な違いについてですが、4番の(1)②のテレビ放送が昨年度と比較して1件増えたこと、(6)⑫ J R西日本岡山支社へのポスターの掲示依頼をしたこと、(9)の全国の最低賃金額などを掲載した最低賃金ポータルサイトに関連して賃金引上げの特設サイトを設置し、賃金引上げに向けた取組事例、

地域・業種・職種ごとの平均的な賃金を検索できるようにしたことで、賃金引上げに向けた支援をしていることをごさいます。特設サイトにつきましては、この後、室長から説明させていただきます。

簡単ではございますが、私からは以上となります。

浮森室長

ほかの資料につきまして私の方から説明をさせていただきます。

資料No.2が「令和4年度特定最低賃金の審議・決定状況」となっております。本年度の他局での特定最低賃金の結審状況を参考資料として配付しています。後ほど御覧ください。

次に、冒頭の局長挨拶でも触れております賃金引上げ支援策について報告します。

令和4年10月28日公表された『賃上げ・人材活性化・労働市場強化』雇用・労働総合政策パッケージ』を別資料として、本日机上配付しました。その3ページの1に「労働者の賃上げ支援」の項目がございます。

その対応として、資料4-1の「賃金引上げ特設ページ」がありますが、このサイトについては、①として、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能が付いています。②として、賃金引上げに向けた好事例の紹介、③として、賃金引上げに向けた政府の支援策の紹介の3つのメニューがあります。

石黒委員

どの資料ですか。

浮森室長

最初に説明していた資料の4-1です。

この特設ページの中で、地域と業種と職種ごとに平均的な賃金の検索ができるようになっております。

それから、賃金の引上げに向けた好事例の紹介が出ています。

加えて、賃金引上げに向けた政府の支援策の3つのメニューが特設サイトの中にあります。

参考として、賃金の検索結果として、「岡山県・製造業・該当職種」で作成したものを添付しております。条件を変えていただいたら、様々なニーズに合った検索が可能になっています。

②の好事例は順次追加されていく予定でして、今後、岡山県内の企業も掲載が予定されています。

③の政府の支援策は、今までに御覧いただいたような資料4-2になりますが、最新版がここに掲載されることとなります。

これらについて、岡山労働局において周知を図るとともに、労働基準監督署の監督指導時において、①のリーフレットを配

付したり、価格転嫁と賃金引上げを働きかける文書を配付するなどしています。

資料4-3は、業務改善助成金の岡山局最新版です。10月以降の下期は、1月末現在で特例コースを含め申請件数54件で年度計111件となり、前半苦戦しておりましたが、全国水準に回復しました。来年度も予算措置が行われることから、引き続き周知を図り、利用勧奨に努めることとしています。

以上、よろしくお願ひします。

西田会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問があればお願いいたします。

(特になし)

西田会長

次に、付議事項「(3) 企業視察の実施方針」についてです。今年度は、桑原鉄工所等の協力を得まして、令和4年6月21日に実地視察を実施いたしました。零細企業の置かれた状況把握ができ、有意義なものとなったと考えておりますが、来年度に向け、実施の有無を含め御審議いただきたいところです。

このことについて、事務局から説明してください。

浮森室長

地方最低賃金審議会委員による視察については、審議会において実施の可否を決定することとされています。

本日の資料No.5として、「地方最低賃金審議会委員による企業視察について(案)」をお配りしています。

企業視察については、岡山では過去2回、平成30年3月、平成31年3月と2回実施しています。令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の中で、令和元年度、2年度、3年度は見送りましたが、令和4年6月21日使側推薦事業場1社を訪問いたしました。

企業視察が有意義であったとの公労使委員の意見を踏まえ、事務局において次年度の案を作成いたしました。

2の「今後の対応について」以下、説明をさせていただきます。

視察結果を審議の参考とする趣旨、目的からすると、令和5年6月までの実施が望ましいと思います。

訪問する事業場の業種、規模については、公労使の御意見を踏まえて調整することになりますが、視察の充実を図る観点から労使それぞれ1社の推薦をいただく案としております。

こうした対応を行うとした場合のスケジュールですが、(2)

以下に記載しています。本日の審議、議決に基づき、案に記載のとおり、事業場の選定、調整等行うこととなります。

本審議会での御審議のほど、よろしく申し上げます

西田会長                   ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんの御意見を申し上げます。

西谷委員                   労使からの推薦で2か所の事業所に訪問したいということなのですが、これは時間的、スケジュール的に十分可能な範囲で、場所などが限定される感じなのでしょうか。

浮森室長                   そうですね、余り皆さんの御負担になってもよくないので、事前に推薦いただいてからの話になると思うのですが、事務局としては、岡山市内で、できれば午後に2事業場を訪問することを想定しております。

鶴海委員                   これは、事務局が探してくれるのでしょうか。

浮森室長                   いえ、使側から1事業場、労側から1事業場御推薦をいただく形になります。あとの調整は事務局でさせていただきます。

西田会長                   場合によっては推薦なしという選択もあります。  
                                  実地視察については、特に公益の5人に勉強の機会を与えていただきたいという趣旨が強いものですので、是非適切な事業場があれば御紹介いただきたいという趣旨のお願いでございます。

浮森室長                   よろしく申し上げます。

鶴海委員                   岡山市内とか、時間が30分以内とかいうことになると、工場があるところはないので、その辺はちょっとどうなのかなという気はしますけど。

西田会長                   例えば労側、使側から御推薦いただいた場合に、当然労使の御意見を聞きながらということになりますが、日程調整をしていく中で1か所にしましょうという絞り方もあると思います。事務局の提案としては、理想としては2か所行きたいという趣旨だと思いますので、そういう方向を考えているということで御理解をいただければと思います。

                                  実地視察については実施するというところでよろしいでしょう

か。

(異議なし)

西田会長

ありがとうございます。

実施して、来年度の最低賃金の審議に反映させることにしたいと思います。

事務局においてはスケジュールに沿って準備をお願いしたいと思いますが、特に、労使各委員におかれましては、推薦事業場の選定の準備をお願いできればと思います。なかなか選定は難しいかと思いますが、是非、御協力をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、付議事項「(4) 令和4年度特定最低賃金の審議」についてです。この場で、令和4年度特定最低賃金審議の運営の振り返りができればと思います。

まず、このことについて、事務局から報告してください。

浮森室長

令和4年度の審議の状況等について、事務局の観点から報告します。

令和4年度は令和3年度と同様に、必要性から特賃専門部会で審議し、全7業種において必要性ありの結果を得て金額審議に移行、全業種12月中の発効となりました。

令和3年度は発効が2月まで遅れた業種があったこと、令和5年全員協議会の意見を踏まえ、特賃臨時委員を含めて可能な限り早期の日程調整を行ったことにより、必要性審議専門部会はその効果も認められたところです。

その一方で、金額審議は必要性審議結審後に日程調整を行わざるを得ず非常に困難な状況でした。「1日3回の専門部会の設定」や「他部会が結審した場合の空きを利用した日程調整」等々アクロバティックな調整をせざるを得ませんでした。

これに加えて、委員の出席率の低下が認められました。令和3年度まで10%に達していなかった2名欠席の部会が増加し、令和4年度は26.7%に及んでいます。また、キーマンの欠席による結論の持ち越しや1日3回の部会開催を設定したことで、次の部会開催時間を理由とした審議終了など、審議が非効率となったこと、落ち着いて審議を尽くす環境を準備できなかったことは課題と考えております。

西田会長

続けて、専門部会の運営方法について、他の労働局の状況等、事務局で把握していることがありますか。皆さんに御報告でき



ることがあれば、お願いします。

浮森室長

他局の状況などにつきまして御報告します。常設、臨時的に小委員会等を開催する局を含みますが、本審のみで必要性を審議している局が42局、専門部会で必要性を審議している局が東京・神奈川・大阪・兵庫・岡山の5局です。ただし、この専門部会での審議の結果、「必要性なし」の結論となっているものが多く、実質的に岡山局と同様の方式を採っていたのは兵庫局のみといえます。

この兵庫局について、7業種全てが実質的に1回の必要性審議で金額審議に移行しています。実質的と申しましたのは、キーマン不在で2回となった業種が1業種ありました。しかし、1回で全部終わったというのが実態です。

付け加えますと、岡山局の場合も、合同部会を除きますと、7業種中5業種が1回の必要性審議で金額審議に移っています。

その上で、事務局の要望、提案を申し上げたいのですが、7業種一律で必要性の専門部会とせず、本審で判断できるものは本審で答申をお願いしたいと考えています。その上で、本審で判断することが厳しいとなって、令和4年度と同様に必要性専門部会から審議をする場合は、必要性審議が1回目で結審する場合を想定して金額審議の日程調整を前もって行わせてほしいということを提案させていただきたいと思います。

西田会長

事務局からの報告と提案について、委員から御意見を申し上げます。いかがでしょうか。

石黒委員

事務局から提案いただいた、本審でできるものはやるというニュアンスがよく分からないのですが、必要性審議を本審でやれるところはやって、やらないところは専門部会でやるということを言われているわけですか。

浮森室長

できればそうしていただければと思っています。

鶴海委員

しかし、専門部会で3名の意見の整合性を図っておかないと、本審の時点で必要性を認めますというのは言いにくいですね。そのために3人の専門部会委員がいて、その意見調整をしながら進めていかないといけないと思います。時間がないから本審である程度決めてくださいというのは厳しいと思います。

労側の方は分かりませんが、使側としてはそう思います。

西谷委員 本審で一括して決めるという数年前のやり方の場合と、7業種の中の1業種、2業種の特定の業種については専門部会を開くというそういう柔軟性というのは十分考えられますか。

浮森室長 事務局の考えですが、本審の中で、本審の委員の方々が事前に専門部会の委員の方を含めて意見収集、調整をしていただいた上で、この本審の場で必要性ありと決められるものについては本審の場で決めていただければと思います。ただ、もっと必要性についてしっかり話し合いをしなければ決められないという業種については、そのまま専門部会で審議を行うということになると思います。ですから、本審で決める部会と専門部会でもっと審議をする部会と、どちらにするのかということを決めていただきたいと考えています。

石黒委員 その場合、本審でこの特定は改定をしませんという結論を出すこともあり得ますよね。

今は特定の審議をするとなると、本審でやるか、もしかしたら専門部会を開いて審議をするという話になっていますが、本審で改定の必要があるかないかということを決めるので、本審で、例えば自動車は改定の必要はありませんということもあり得るということですよ。

浮森室長 理論的にはそうなります。

石黒委員 そういうことを排除しないわけですよ。

浮森室長 理論的には排除できないです。

石黒委員 そうですよ。変な前提を付けて議論をするのはおかしいと思うので確認させていただきました。

子安部長 この2か年審議を行ってみて、実務的な弊害を改善できないかという観点で御提案しているのであって、審議の本質的な進め方について踏み込むものではございません。

ですから、今の石黒委員からの御質問については、制度上おっしゃるとおりですというのが事務局からの回答です。3年間御説明してきたとおりでございます。

ただ、御提案する意図は何かと申し上げますと、事務局として7業種全部の日程調整を1からやっていくことが難しかったわけです。例えば、7業種のうち4業種、5業種だけでも本審

で必要性の審議が終わってれば、残りの2業種の日程調整を調整するに当たって、場所の確保などが多少変動してもまだ変更の余地はあるのですが、7業種全ての必要性審議が終わって、改めて3週間後に場所や人の調整をするというのが物理的にかなり無理な状態でした。

石黒委員 例えば、本審で5業種必要性の有無を決めて、残りを専門部会で審議するということですよ。

子安部長 そうです。この話題自体は5月の全員協議会の時にもなされていて、新たに事務局から提案したものではありません。

野瀬委員 ちょっといいでしょうか。  
本審で特定最賃の必要性の有無を決めるのは基本的に全会一致ですよ。

浮森室長 そうです。

野瀬委員 例えば、自動車の業種について改定の必要なしとなった場合は、採決をして、専門部会は開かれないということですよ。

子安部長 そういうことも可能だということですよ。

野瀬委員 数年前から、業種によって業態も違うし環境も違うので、ここにおられるメンバーで決めにくいということで、各業種で改定の必要の有無を審議しましょうということでしたよね。

石黒委員 そうです。去年まで2年間そのようにやったのだけど、実務的になかなかしんどいところがあるということですよ。

野瀬委員 そうですよね。じゃあ、ここで一括で必要性の有無を決めてしまうということですよ。

子安部長 一括ということを私どもは言っているのではないですよ。

野瀬委員 全会一致で決めなければならない、本審で決めるということはそのことですよ。

石黒委員 例えば、自動車は改定の必要性がない、電機は必要性がある、一般機械は必要性の有無について専門部会を開きますという議

論を、7つの業種全部についてこの本審で議論をしますということですよ。

子安部長

労側が一括とおっしゃっているのは、令和元年度までは7業種とも全て改定の必要性があると本審で決めていたことと思います。そもそも専門部会に下したとしても、専門部会で決めたことをそのまま本審の答申としてしてもよいということの本審でお決めいただいて下しているだけですので、本審で決めるということについては何ら変わっていないわけです。

そして、鶴海委員のおっしゃった7業種全てを本審委員の5名の方がすべからくきれいに把握できるかということ、その難しさはあると思いますが、制度上の理屈で申し上げると、5名の方々はそれぞれの部会の代表者なので、7業種の状況を事前に、ある程度状況を掴んでここに参画していただいているというのが制度上の話ですので、その辺はできる範囲で事前の情報収集をした上で臨んでいただければなというのが事務局のお願いでございます。

何より令和3年度の状況を踏まえて、全員協議会の時に鶴海委員からももう少し事務局の方で工夫する余地があるのではという御指摘もあって一生懸命やっただけです。やっただけですけど、先ほど浮森からも申し上げたように、正直、ちょっと限界があって、この2年間やってみて分かったことですので、本審でお決めいただけるものはお決めいただいて、専門部会で審議する必要があるものについては3年度、4年度のようなやり方をいただければ、公労使の皆さんが落ち着いて議論していただける環境を事務局としても御用意できますので、そういった点も含めて御検討いただけないかというお願いです。

鶴海委員

最初に7業種を2つか3つに分けてここで話をしていますが、これは必要があるんでしょうか。

子安部長

先ほど申し上げた合同部会というやり方も事務局としてはこだわりはありません。兵庫局は最初から全てばらばらに審議するやり方で、1業種を除いて1回の部会で終わっています。なぜ1回で終わっているのか、細かいところは私どもも分かりませんが。

2つ目の方法としては、浮森が提案しましたが、日程調整として、1回の審議で必要性審議が終わった場合を想定して、そこから3週間後以降の金額審議の日程調整をあらかじめ設定させていただくことについて御理解いただけないかということ

ですね。結果的に1回の審議で必要性審議が終わらなければ、その部会については再度スケジュールの調整をするようになりますが、そういうことを折り込んだ上で、日程調整だけ金額審議の日程を早めに決めさせていただけないかということです。

いずれかの方法で御検討いただけないかというのがこの2年間の運営をした上での事務局の思いでございます。

鶴海委員

先ほど申し上げたように、この本審委員が全ての部会の代表ではないわけです。だから2業種については絶対外れるわけです。この場へ我々も出席している以上、やはりほかの2部会の委員にも実際に使側の考えであるとか、労側の意見であるとか直接ぶつけて欲しいという思いもあります。それをもって各専門部会の中でどうするのかを話したいという意向があります。

それを、事前に本審委員が部会委員と話をして、改定の必要性なしになってしまうとそれで終わってしまいます。本審の場で改定の必要性なしと言えればそれで終わりかということ、そうではないと思います。だから極端に言えば、使側は上げたくない、情勢はいろいろある中でも労使で話をする中で、どうしていくのかを決めていく方が、日程的に厳しくて早く終わる方がいいのも分かりますが、そういう形でやりたいというのが本音です。ですから、意向はよく理解はしておりますので、どうしても早く終わらせてしまいたいというのもあると思うのですが、そうやって意見を交わしていきながら進めていきたいという思いがあります。意見としてはよく分かりました。けれども、その中でどういうふうに審議をしていくのかについては、その時の雰囲気が進めたいというふうに考えています。

石黒委員

理論的にはちょっとおかしいのかもしれませんが、必要性の有無の審議では金額の話をしてはいけないのですが、そのために余計に時間がかかっているような気がします。必要性の理屈からすると逸脱しているのかもしれませんが、必要性の有無の段階から金額の話ができれば1回ぐらいは早く済みそうなのになというのが実際に議論をしていて感じるところです。理屈がおかしいということになると思うのですが、その辺は建前と本音を分けて議論ができれば、1回ぐらいは早くなるのではないかという気がしています。

鶴海委員

7業種が集まって合同部会を開くと、話を聞くだけで何も議論ができないですね。1回目に改定の必要性の有無について話をすれば、改定の必要性の有無の結論が出ますよね。2回分

損します。

ですから、最初から7業種全て部会を分けてしまって、必要性の有無から具体的な審議に入った方が早い気がします。ほかの業種のことを勉強がてら聞くのもいいのかもしれませんが、そうすれば下でも1回分は浮くと思います。

子安部長

合同部会方式をやめるという点ですよね。それは先ほども申し上げましたように、私ども事務局としてはこだわりはありません。

石黒委員

事務局の提案のように、特定を上げましょうという部会は改定の必要性ありとして、議論の必要がある部会については議論をしましょうというステップを本審で1回入れればいいのかという気がするのですが。その結果、全ての部会で改定の必要性ありとなるのかどうかは分かりませんが、本審で議論するというステップを踏めばいいのではないのでしょうか。結論を決めるわけではないのですが。

西崎委員

昨年も考え方を示させていただきましたが、労側としての思いは、本審で全ての業種で必要性ありとなればいいのですが、どこかの業種が必要性なしとなった場合、専門部会が開かれることなく論議する場がないということだけは避けたいと思っています。

各業種で必要性から審議をさせていただくことで話をする場が持てるのであれば異論はないと主張させていただいたのですが、今、事務局からもありましたように、日程調整が難しいというところも踏まえて、本審で必要性ありとする業種と、必要性の判断のつかない業種については専門部会で審議をするという形に分けることは、労側として問題ないと思っています。

ただ、分けることによって特定最賃の委員が自分の業種に疎外感というかそういうのを持たれたり、逆に、ここ2年各業種で必要性を審議してきたので、それでいいという委員もおられるので、労側としても特定の委員の意見を踏まえて回答させていただかないとほかの委員の意見が分かりません。そこは聞き取りをさせていただきたいと思っています。

西谷委員

ただ、県最賃と特定最賃の金額がかなり接近している業種がありますよね。

西崎委員

それは難しい判断になるんだろうと思います。

西谷委員 必要性の有無について、審議が効率性ばかりを優先するのはよくないと思いますが、現実問題として本審の場で必要性について問いかけてもいいのではないかと思います。

槇野委員 スケジュールを早めに決めていただくのは問題ないのですよね。そういうことに関しては早めにこうなったらこう進めたいということはみんな協力してできることだと思いますので。

鶴海委員 スケジュールありきで審議をするというのも分かりますが、こうやって選ばれた委員がいるわけですから、やはり、各特定最低賃金部会でいろんな議論をする中で審議を進めるべきではないかと思います。そのためのこういう会です。決められるところは決めたらいいと思いますが。

石黒委員 事務局が言われるように1回ステップを踏んで、もし労側が本審で必要性の有無を決めたくないのであれば、専門部会で審議をするという意思表示をされればいいだけの話ではないかと思えますけど。

ただ、先ほど西崎委員がおっしゃったように改定の必要性ありなら本審で審議をしてもいいけど、必要性なしとなるのであればというような、前提を付けた議論はできないと先ほどから申し上げているとおりです。

1度そういうステップを踏めば、今年中央からいくら目安が出るのか分かりませんが、その時にはこんな金額だったら特定も上げないといけないとか、逆にこんな目安金額なら県最賃と一緒にならざるを得ないよなという結論がその場に出てくることも当然あると思うので、1回その場で決められるか決められないのかということをやってみればいいのではないのでしょうか。

西田会長 公益から何かありますか。

片山委員 昨年の金額審議での率直な感想なのですが、期限などの関係もあって、期日も間隔が短くて、どうしてもバタバタしている印象がありまして、早く金額を決めなければならないというプレッシャーが強くて、本当は両者がしたかった業種ごとの状況を踏まえた深い議論、金額の根拠となるところですよ、そこが十分にできないまま金額の駆け引きの方に移行せざるを得ないという印象がありました。ですので、業種にもよると思うのですが、できるところは早期に金額審議に移って、エネルギー

をそこに注いで、じっくり議論をした方が労側だけでなく使側にとってもメリットがあるのではないかと思います。

西谷委員                   それは改定の必要性ありと判断された業種ですよ。

片山委員                   そうです。

西谷委員                   すぐに金額審議に入るとのことですよ。

鶴海委員                   まあ、やってみましょう。  
事務局側の要望はよく分かりました。  
そういう方向で検討しながらやっていきましょう。

野瀬委員                   先ほど鶴海委員がおっしゃったように、合同部会をして、その後もう1回専門部会を開催して、その後3週間空けないといけないと思うのですが、鉄鋼業が1回目の時に必要性の有無の結論を出して期間を短縮されたと思うのですが。

浮森室長                   前年度までずっと合同部会をして、それから1回目を開催するというのが今までの岡山労働局のやり方でした。その前例を踏襲して計画し、審議会で御理解をいただいた上で準備をしたのですが、どうしても日程の都合が合わない業種が3業種ありました。前年は3業種と4業種で分けて合同部会をしていたのですが、今年度は4業種のみ合同部会を実施して、残りの3業種は独立して専門部会を行いました。日程調整ができなかったためそういう方法を採用しました。その上で、合同部会でなくてもいいのではないかと、最初から業種ごとに専門部会を開けばうまく進みますよという御提案もあり、他局の状況なども聞いてみました。すると、合同部会を開催していない状況でしたし、実際、鉄鋼業などでは日程調整もスムーズにいきましたので、こういうやり方というのはいいやり方ではないかというのを事務局としても感じたところです。今回も合同部会をやめて、もし必要性ありと本審で決められない場合も合同部会ではなく、最初からそれぞれの部会で審議をすれば、よりスムーズに進むのではないかと考えています。

鶴海委員                   合同部会をやめたらいいのではないですか。

西田会長                   そもそも合同部会の方式を採っていたのは、必要性ありから出発しています。だいたい初回というのは経済情勢や資料説明



が中心になるので、スケジュール調整や運営の効率化という観点から一緒にできるところはやってしまおうという趣旨で始まったのが合同部会です。

ところが、近年の各専門部会で1から判断していきましようという状況になった時には、合同部会は馴染まないんですね。だから、本来、今年度は合同部会という発想自体を持つべきではなかったということなんですね。

ただ、今後、制度上、本審において○×△というのがあり得るとした場合に、○となったところについてはできる限り1回目は合同でやりますかという調整の仕方はあるかなと思います。△になったところは、合同はあり得ない、個別に専門部会を開催すべきだという考え方で行けばいいと思うんですね。制度上○×△があった場合に、労側としては×というのを当然一番恐れるわけですけども、×を△に変えるのは労使コミュニケーションの世界ですね。ですので、そこのところは、×という答えが出ないようなコミュニケーションを事前に労使間でしっかり取って△にして、今年度のような専門部会でもう1回膝を詰めて話し合わせてくださいよというような話の仕方によって、制度上×はあるにしても×ではない△というところに落とすことは、テクニックの問題として、我々公益が関知するところではなく、正に労使間の問題だと思います。それがもし叶わないということであれば、努力不足だったということだと思うんですね。

要するにコロナ禍以前のような7業種一括でという発想はもう持たない、各部会ごとに必要性があるのかなのか、あるいは、有無を含めて専門部会で膝詰めで話しましょうかというような3択ですね。その○×△のどっちに転ぶのが正に労使コミュニケーション、そこに委ねるということですね。事務局や公益が○×△を付けるわけではありませんので、そういう考え方になっていきますかね。

あとは、7業種ある中で、5人の代表しか出ていないということではなかなか目配りのできない業種があるというのはおっしゃるとおりなのですが、本審以前に可能な限りまだその時には特賃の委員は任命されていませんが、だいたいの目星は付いているかと思うので、どういう方向性でいくかということをお各特定部会の労使委員の方々と話合いの機会を設けていただいて、その御意見を反映していただきたいと思います。

次年度体制が変わりますので、本日こうしますという最終決定をしてしまうのは次期委員に対して申し訳が立ちませんので、現段階においては今の議論を踏まえた方向で次期委員に引き継

ぐということで本日はまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長                    それでは、そのように次期委員に御負担をおかけすることになります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、議題「(5) その他」ですが、何かござひますか。

浮森室長                    中賃目安全員協議会について御説明します。これについては、令和3年度の審議が延期されまして、4年度審議で資料No.6のとおり意見整理がなされています。この中でランク分け、発効日の考え方、審議会の公開のあり方などが議論されています。

また、2月27日開催の第9回全員協議会においては、報告書(案)がホームページ上に公開されておりましたので、本日追加で机の上に配付させていただきました。

石黒委員                    今の説明は資料4についてですね。

浮森室長                    そうです。中賃の全員協議会の資料4でござひます。

石黒委員                    資料6の追加でこの資料が付いているということですね。

浮森室長                    そうです。

この協議会の結論が出た後のことになりますが、審議の公開のあり方として、令和5年度から公労使揃った部分は、専門部会でも公開の方向性が示される模様です。これを受けて地方で審議し、岡山としての公開のあり方を決定していくことになると思われますので、今回御紹介させていただきました。

西田会長                    ただ今の説明につきまして、何か御質問がござひますか。

石黒委員                    少し先走った話になるかもしれませんが、ランク区分の見直しの議論があると書いてありますが、これが岡山地区にどういふ影響がござひそうなのか、その辺を事務局としてコメントがござひればお願ひしたいのですが。一般論で結構ですので。

子安部長                    仮に現在の4ランク制から3ランク制に変わった場合に、岡山の経済指標からしますと、恐らく真ん中のランクに入るであろうと私は見えています。

そうした場合にどうなるかと言いますと、今の4ランク刻みでは、例えば今回の目安ですと、A、Bランクが31円、C、Dランクが30円でしたね。これがA、B、Cになることで、A、Bが31円、Cが30円という形で、岡山辺りがBランクの水準の目安に入ってくるのが予期されるのではないかと考えています。

元々、岡山がある意味ギリギリCランクだったんですね。前回の入替えの時に。本省で決めているので細かいところは把握しきれていないのですが、岡山よりもちょっと下だと思っていた山梨局の「1事業者あたりの付加価値（製造業）」が全国でトップだったんです。岡山は88.4でした。決して岡山が低いわけではなく、岡山はそれなりの成績だったのに、山梨がこの年は100で、ほかの地域を抑えてトップになっていました。19指標を指数化して総合勘案する中で、岡山と山梨の大きな違いがこの部分だったのかなと思っています。その結果、事前の予想を違えて岡山を飛び越えて山梨がCランクからBランクに上がったのかなと推測しています。

石黒委員

ありがとうございます。

西田会長

ほかはいかがでしょうか。

岡山委員

県内データの実質賃金の推移がありますか。それを出していただくことはできますか。

浮森室長

実質賃金でよろしいですね。

それでは、実質賃金のデータを次の審議会の時までには準備できるようにしておきます。

子安部長

今日の昼の報道にもありましたけれども、物価上昇を反映した本当の意味での手取りの意味合いの実質賃金の資料はこれまで事務局では準備しておりませんでしたので、審議会の場で委員の皆様が新年度の議論から正式な参考資料として出すように御指示いただければ、事務局としてできる限り準備いたします。ですから、資料として出すかどうかはこの場でお決めいただければと思います。

西田会長

ということで、実質賃金、名目賃金に係る資料について審議会の資料としてはどうかというのが岡山委員からの提案ということでございますが、審議会資料として導入することについて

何か御異論はありますでしょうか。

鶴海委員

参考資料としていただければ助かります。

西田会長

では、事務局には御負担をおかけしますが、適切な統計に基づきまして資料を作成願いたいと思います。よろしく願います。

ほかに何かありませんか。

(特になし)

西田会長

事務局から何かありませんか。

浮森室長

今期で4名の委員の方が退任の予定になってございます。

公益の西田会長、労働者側の野瀬委員、今日御欠席ですが、内藤委員、使用者側の榎野委員でございます。大変お世話になりました。

内藤委員からは「最後の機会に関わらず出席できなかったことについて深くお詫びをします。」という御伝言を頂戴しております。

それでは、退任の御挨拶をいただければと思います。使側の榎野委員、労側の野瀬委員、最後に会長という形で順番にお願いできればと思います。

榎野委員

3年間お世話になりました。なかなか継続的なものではないので流れが分かってくるのに3年かかって、ちょうど分かってきたかなという頃に人事異動で鳥取県の米子市の方に赴任しております。どうもお世話になりました。

野瀬委員

私は4年間勤めさせていただきました。その間にコロナとか大変大きな出来事がありましたし、当社においては造船不況の中、社名も変えるという出来事もあって、激動の4年間に最賃の委員として務めさせていただきました。

いろいろあった中でも業界、そして産業の状況を把握し、また、経営の方々の思いや考えを勉強させていただきながら、この岡山の地がどうすれば活性化するのか、労働者が安心して働けるのかということを議論し、反映させていただきました。

私は特定の委員としては残るかもしれませんが、その際にはどうかよろしく願います。

また、皆様には岡山県の発展に御尽力いただきたいという思

いでおりますので、今後ともしっかりと御議論いただくことを願ひまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

西田会長

特定の臨時委員を2年、本審委員を10年、うち会長を3期6年勤めました。無事に任期満了できますのは皆様方の御協力があったからと思っております。

いろいろ思い出はあるのですが、今から7、8年前、平成28年、29年頃だったと思ひますが、県内の某自動車メーカーが大変大きな問題を起こし、自動車の部会が大荒れに荒れた時の部会長で、とりまとめに大変苦勞した記憶があります。使側の方には相当無理な金額をのんでいただいたことがございました。

また、この3年間はコロナ禍の中での審議ということで、皆様方に大変厳しい、難しい審議をお願いすることになりました。先ほども特賃の審議のあり方について種々御意見がございましたが、ここから先は個人の感想です。中小零細が大変だというのは素人の私でもよく分かることです。ところが中小零細が大変なのは全国全てのことでありまして、岡山だけが大変なわけではありません。

そういった中で、岡山ならではの特殊事情、あるいは、その業種ならではの特殊事情があればともかく、そうでない限り、地賃が2桁引きあがる状況の中で、特定が上げられません、0円ですという主張をするのであれば、相当合理的な主張を立証していただかないと、当然公益としても納得ができるものではないと思ひます。大変だ大変だという情緒的な議論をする場ではないということを申し上げて退任をしたいと思ひます。ただこれは個人の感想でございます。

計12年間、皆様方に支えていただいて職を全うすることができました。改めて御礼申し上げます。

浮森室長

ありがとうございます。

西田会長

それでは、これをもちまして、第501回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

どうもお疲れ様でございました。